

議案第二五號

優良種畜の造成に関する條例（昭和二十九年
三朝町條例第四十一號）の一部を次のように改
正するものとす

昭和三十四年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅

原案可決

昭和卅四年參月拾七日 議決

三朝町議會議長 加 藤 幸 五



昭和三十四年三朝町條例案

第

優良徳高の造成に関する條例の一部を改正する條例

第二條中「奨励金を交付する」とあるを「奨励措置を講ずる」

に改めよ。

第五條中「及奨励」とあるを抹消す。

第六條中「奨励金」とあるを「証明書」に改め様式第三号中

「奨励金」とあるを「証明書」に改めよ。

第七條を抹消し「第八條」と第七條に「第九條」と第八條に

訂正する。

附則

この條例は公布の日から起行し昭和三十四年度より適用する。